

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 18日	
山口県知事 殿	
提出者	
住 所 山口県宇部市大字沖宇部字沖の山525-14	
氏 名 テクノUMG株式会社 宇部事業所	
執行役員 宇部事業所長 山口 聡一郎	
電話番号 (0836) 22-4570	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	テクノUMG株式会社 宇部事業所
事業場の所在地	山口県宇部市大字沖宇部字沖の山525-14
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日迄
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	269億円
③従業員数	345人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・モノマーの回収利用や未反応モノマーの発生抑制を実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記取り組みの継続		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施例無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施例無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	全処理委託量	76 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	76 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	全処理委託量	75 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	75 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙2－2の通り	
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・再生利用・熱回収が可能である廃棄物は、再生利用・熱回収ができる業者へ委託する。 ・委託処理業者には、1回/年以上現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

廃棄物実績(2023年度)

発生源:ABS樹脂製造工程	委託処理部分の範囲			
合計 / TTL Ton		リサイクル		
廃棄物の種類(大分類名称)	処分方法(名称)	×	○	総計
pH12. 5以上の廃アルカリ	焼却	0	0	0
pH2. 0以下の廃酸	焼却	0	0	0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	0	1	1
	溶融	0	1	1
汚泥(泥状のもの)	その他中間処理	0	127	127
	焼却	21	7	28
	溶融	0	0	0
金属くず	その他中間処理	0	1	1
水銀使用製品産業廃棄物	溶融	0	0	0
特定有害産業廃棄物	焼却	0	62	62
	溶融	0	1	1
燃えやすい廃油	その他中間処理	0	0	0
	焼却	12	0	12
廃アルカリ	焼却	101	0	101
廃プラスチック類	圧縮	0	222	222
	固形化	0	31	31
	焼却	80	46	126
	破碎	0	67	67
	溶融	0	0	0
	焼却	0	3	3
廃酸	焼却	0	3	3
廃油	その他中間処理	0	35	35
	焼却	14	0	14
総計		227	605	832

廃棄物実績(2023年度)

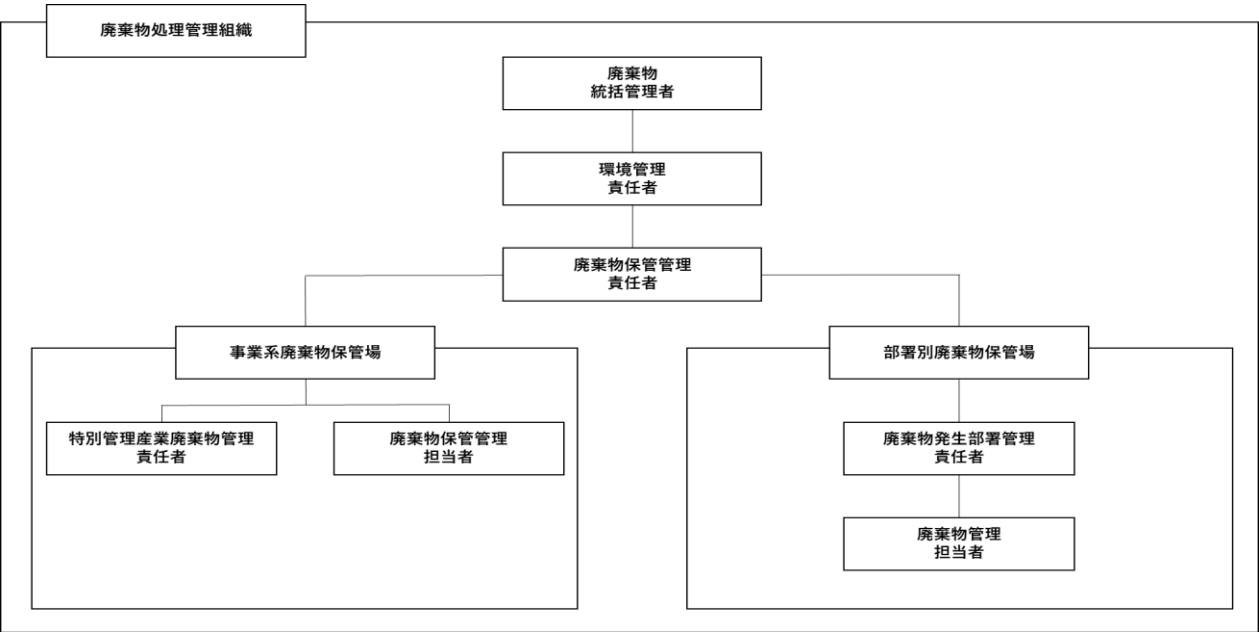
発生源:排水処理工程	委託処理部分の範囲			
合計 / TTL Ton		リサイクル		
廃棄物の種類(大分類名称)	処分方法(名称)	×	○	総計
無機汚泥 (脱水前:14,017) (脱水施設にて脱水:▲12,917)	その他中間処理	0	750	750
	焼却	0	350	350
有機汚泥 (脱水前:9,129) (脱水施設にて脱水:▲8,085)	その他中間処理	0	625	625
	焼却	32	387	419
総計		32	2,112	2,144

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び担当者の職務

責任者	廃棄物統括管理者 執行役員 宇部事業所長	・ 廃棄物管理のために必要な基本方針を定める。また環境管理責任者及び廃棄物保管管理責任者を指揮して廃棄物の適正処理を統括管理する。
	環境管理責任者	・ 廃棄物統括管理者を実務面で補佐し、廃棄物の適正処理を監視する。
	廃棄物保管管理責任者	・ 廃棄物発生部署管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者及び廃棄物保管管理担当者を指揮して次の業務を行う。 1. 特別管理産業廃棄物管理責任者及び廃棄物保管管理担当の指名 2. 廃棄物の処理等に伴う収集、運搬又は保管の管理 3. 産業廃棄物管理票の発行、保管の管理 4. 廃棄物処理管理の監視、測定 of 企画及び記録保管の管理 5. 委託業者の運搬、処理の管理 6. 廃棄物の分析委託及び記録の整理、保管 7. 仕損品や格下げ品、および、保管期限切れや使用を停止した原料などの、非定常的、または、不定期に発生する廃棄物や新規な廃棄物についても、関係法令に照らして、適正な処理方法、処理業者を選定し、環境管理責任者の承認を得て、上記の①～⑥に則った管理をする。
	【事業系廃棄物保管場】 特別管理産業廃棄物管理責任者 (法定管理者) 廃棄物保管管理担当者	・ 特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、次の業務を行う。尚、特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。 1. 特別管理産業廃棄物処理に関する計画の策定 2. 特別管理産業廃棄物処理の管理 3. 委託業者の運搬及び処理に関する管理監督 ・ 保管管理担当者は廃棄物保管置き場の保全に努め、実務面に於いて廃棄物保管管理責任者の責務を補佐する。
	【部署別廃棄物保管場】 廃棄物発生部署管理責任者 廃棄物管理担当者	・ 廃棄物発生部署管理責任者は、原則としてGMもしくはTMとし、管理担当者を指揮して所轄職場で生じた廃棄物を適正に処理する為の措置を講じ、廃棄物の排出抑制に努力すると共に、次の業務を行う。 1. 管理担当者の指名 2. 廃棄物の適正分別及び一次保管の管理 3. 廃棄物の減量化、資源化の推進 4. 廃棄物処理に係わる啓蒙教育

組織図



多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(2024年度計画)

別紙2-2

テクノUMG株式会社 宇部事業所			
多量排出事業者 名 称	テクノUMG株式会社 宇部事業所	所在地(市町名)	宇部市
		事業の種類	16 化学工業

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	12.13	12.01									12.13	12.01	12.13	12.01						
	廃酸	0.34	0.34									0.34	0.34	0.34	0.34						
	廃アルカリ	0.23	0.23									0.23	0.23	0.23	0.23						
	感染性産業廃棄物																				
	PCB																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	廃石棉等																				
	有害産業廃棄物	63.17	62.54									63.17	62.54	63.17	62.54						
	計 (B)	75.87	75.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	75.87	75.12	75.87	75.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00